

令和3年2月25日

富良野市議会議長 黒岩岳雄 様

経済建設委員長 石上孝雄

委員会事務調査報告書

令和2年第4回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第6号 鳥獣被害の実態と対策について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

= 別 紙 =
調査第 6 号

鳥獣被害の実態と対策について

経済建設委員会より、調査第 6 号「鳥獣被害の実態と対策について」の調査経過と結果について報告する。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、市内における野生鳥獣による農業被害の状況をはじめ、野生鳥獣の生息環境の管理、被害の予防と防護対策、個体数の管理などについて調査を進めるとともに、鹿柵の設置と管理状況について現地調査を行い、議論を重ねてきたところである。

基幹産業を農業とする本市においては、長年、鳥獣被害に悩まされてきた。鳥獣被害の主たる要因となっているエゾシカやヒグマなどの対策として、平成 17 年度から平成 22 年度にかけて鹿柵 252.5km が設置された。このことにより、平成 20 年度から令和元年度までの 12 年間の被害状況は平成 20 年度の 2 億 7 千万円をピークに減少しているものの、年平均被害面積は 455ha、被害金額は 1 億 4 千万円を超える高い水準で推移しており、直接的な農業被害にとどまらず、被害が長期化し、農業者の経営意欲の衰退なども危惧される。

野生鳥獣をめぐっては、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的に、環境省所管の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」及び農林水産省所管の「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」などが制定されており、これらの法律に則って、各自治体において、野生鳥獣の保護と農水産業における被害対策などが実施されている。

本市における鳥獣被害対策は、エゾシカ、ヒグマ、アライグマを対象鳥獣とする「富良野市鳥獣被害防止計画（令和元年度～令和 3 年度）」を策定し、被害の軽減目標が設定されている。この計画に基づいて、市や農業者をはじめ、北海道農業改良普及センター富良野支所、ふらの農業協同組合、北海道猟友会富良野支部富良野部会、富良野エゾシカ有限責任事業組合で富良野市鳥獣害対策協議会を組織し、各機関で被害調査や対策などの役割分担が行われている。

また、加害鳥獣の捕獲等を目的に、平成 24 年 3 月に北海道猟友会富良野支部富良野部会等と連携して富良野市鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の駆除や、農作物、人畜に対する被害防止活動などが行われている。

これらの機関で実施されている対策を体系別に見てみると、第1に「野生鳥獣の生息環境の管理（人里に鳥獣を寄せ付けない取り組み）」が挙げられる。市では、農業者に対して収穫後の残渣の早期すき込みをはじめ、家庭用生ごみの適正処理について周知・啓発を行っている。課題としては、広大な農地の残渣処理には時間と手間がかかり、家庭用生ごみについては自家の堆肥盤へ廃棄され、それを目当てに鳥獣が出没している実態があるため、さらなる農業者の協力が不可欠である。また、東部地区においては、一部の市有林を伐採することにより、鳥獣と人間が互いに距離を保ちながら、農地への侵入や出没を抑止する緩衝地帯としての役目を果たしている事例が見受けられており、このような取り組みの拡大が期待される。

第2に「鳥獣被害の予防と防護（鳥獣から農地と地域を守る取り組み）」の取り組みである。平成17年度に東部地区を皮切りに、平成20年度に東山地区、平成22年度に富良野中央及び山部地区において、防衛省や農林水産省の補助事業を活用し、市内一円に総設置距離252.5kmの鹿柵が設置されている。また、今年度、市は鹿柵管理体制整備支援事業を創設し、最長で10年間、順次、鹿柵設置団体に対して維持管理等に係る財政支援を計画しているとともに、アライグマ等の中型動物の被害対策として鳥獣被害防止柵設置事業も創設し、個々の農業者が設置する電気柵への助成も始めたところである。課題としては、広範囲に及ぶ鹿柵の老朽化状況の把握や破損箇所への補修、柵沿いの草刈りなどの維持管理が行き届いていない点が挙げられる。

第3に「個体数の管理（増えすぎた個体の捕獲等）」である。鳥獣による被害状況を把握するため、ふらの農業協同組合では組合員に対して鳥獣被害状況調査を実施しているほか、鳥獣の個体管理、とりわけエゾシカの個体把握については関係機関が夜間に出勤しエゾシカライトセンサスを行っているが、正確な個体数の把握は難しく、今後とも、地道な調査が必要である。

有害駆除に関しては、富良野市鳥獣被害対策実施隊として、市から委嘱された北海道猟友会富良野支部富良野部会の会員がその任を担い、市や中山間直接支払制度における富良野市集落協議会が捕獲した鳥獣の処分等の経費を助成し、有害駆除に取り組みやすい環境づくりに努めている。さらに市では平成19年度より新規の狩猟免許取得に要する費用の助成を行いながら、新たな人材の掘り起こしに努めているが、狩猟者登録数は平成25年の58名をピークに減少傾向となっている。令和2年度の狩猟者登録数は44名（うち農業者28名）、平均年齢は59.5歳、居住地の内訳は、東山12名、市街地11名、山部5名、麓郷2名、御料・扇山が各4名、五区・清水山・八幡丘・鳥沼・大沼・布部が各1名で、特に農村地域における人材確保と育成が急がれる。

捕獲した個体の処理に関しては、平成24年から富良野エゾシカ有限責任事

業組合がエゾシカ解体処理施設を運営し、食肉として個体の有効活用に努めている。

このほか、農業分野を含め全市的な鳥獣被害として、カラスによるごみの散乱や糞害などについて議論が及び、委員から他自治体の取り組みの調査・研究の必要性や、農林課をはじめ関係部局間の横断的な対策を求める意見が出されたところである。

本委員会において、上記の経過を踏まえ意見交換を行ったところ、次の3点について意見の一致を見た次第である。

- 1．緩衝地帯の設置については一定の効果が期待できることから、市は広く農業者に周知・啓発を行い、設置を希望する農業者や地域、そして土地所有者との合意形成に努められたい。また、鳥獣の餌となる木の実が絶えない豊かな山林をつくるため、市有林でミズナラ等の植栽について実証試験を行うとともに、民有林での植栽の推進に向けて、林業経営の観点も考慮し、関係機関と検討を進められたい。
- 2．鹿柵の設置年数の経過とともに、鹿柵管理団体の構成戸数の減少や、経営移譲による鹿柵管理の重要性に対する意識の低下・希薄化が、維持管理に影響が及ぼしていることから、改めて、管理団体や農業者に対して施設の有用性について周知・啓発を行われたい。さらに、市の強いリーダーシップのもと、鹿柵管理団体や関係機関と維持管理のあり方を議論し、鹿柵の効果が持続するよう努められたい。
- 3．富良野市鳥獣被害対策実施隊の機能が最大限発揮されるよう、北海道猟友会富良野支部富良野部会と対応を協議し、捕獲圧を高める対策を講じられたい。